



# Advise

i-Mark C.P.T.A.  
Corporation

第149号  
送信日 2018/9/1  
アイマーク税理士法人  
文責 山川 圭介  
<http://www.i-mark.jp>

## 給与所得とみなされる支出等にご注意を！

事業活動を行う上での支出等の中には、福利厚生費などの経費を意図したものであっても役員報酬や従業員給与とみなされる場合（現物給与）があります。最近の税務調査において現物給与に関する指摘が多く、また皆様からご質問をうけることも多いため、今回は具体例をあげて記載します。

### 1. 給与所得

給与所得には、通常の給料、賃金、賞与のほか、諸手当や「現物給与」と呼ばれるものも含まれます。

一般的な金銭で支給される給与の他に、食事の現物支給や社宅の貸与などのように物や権利その他の利益で支給されるものを現物給与といいます。

### 2. 給与所得の範囲として注意すべき項目

|        |   |
|--------|---|
| 通勤手当   | 交通機関：通常の経路の運賃、定期券の金額は給与課税なし。（最高 15 万円まで）<br>車、自転車：自宅から勤務先までの距離に応じて給与課税されない金額が定められている。<br>（～2km：全額給与課税、2～10km：4,200 円まで、10～15km：7,100 円まで etc.）  |
| 旅費     | 転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるものは給与課税なし。<br><b>帰省旅費は原則給与課税。</b> （例外：業務上必要な帰省）  |
| 結婚祝金品等 | 雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品で、その金額が支給を受ける受領者の地位等に照らして <b>社会通念上相当</b> と認められるものは給与課税なし。  |
| 食事の支給  | 次の 2 要件を満たす食事は給与課税の対象外。<br>① <b>役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。</b><br>② <b>次の金額が 1 ヶ月当たり 3,500 円(税抜)以下</b> であること。<br>食事の価額－役員や使用人が負担している金額<br>（例：1 ヶ月弁当代 6,000 円、社員負担額 3,000 円の場合<br>→本人が半分負担、月額負担額 3,500 円以下であるため <b>給与課税なし</b> ）<br>・ <b>通常の勤務時間外に残業をした人</b> に対し支給する食事は <b>給与課税なし</b><br>・ <b>現金で食事代の補助</b> をする場合は、補助する <b>全額給与課税。</b><br>ただし、深夜勤務者に夜食の支給ができないために 1 食あたり 300 円(税抜)以下の金額を支給する場合を除く。 |

|                |   |
|----------------|---|
| 社宅等の貸与         | <p>一定の算式により求めた社宅等について通常支払うべき賃貸料の額 (B) 以上の賃貸料を使用人から徴収している場合は給与課税なし。</p> <p>(例：使用人から徴収している金額 A (5 万円) が通常支払うべき賃貸料の額 B (12 万円) の 50%未満である場合は、その差額 (B - A=7 万円) が給与課税。)</p>   |
| レクリエーションの費用の負担 | <p>レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己都合でその行事に参加しなかった人に対してその参加に代えて金銭を支給する場合や役員のみを対象としてその行事の費用を負担する場合は給与課税。</li> <li>会社主催の慰安旅行については、旅行期間が 4 泊 5 日 (目的地が海外の場合は目的地における滞在日数) 以内であるなど一定の要件を満たし、かつその経済的利益の額が少額不追求の趣旨を逸脱しない範囲内である場合には、原則として給与課税なし。</li> </ul> <p>(※実際にレクリエーション旅行を行った場合に使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判定することになる。)</p> |
| 永年勤続記念品等の支給    | <p>永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益 (勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められる金額) で、その表彰が、<u>おおむね 10 年以上勤続</u>した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては給与課税なし。</p>  |
| 創業記念品等の支給      | <p>記念品等については、以下のいずれにも該当するものについては、給与課税しなくて差支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>支給する記念品が、<u>社会通念上記念品としてふさわしいもの</u>であって、その価額 (処分見込価額により評価した価額) が <u>10,000 円以下</u>のものであること</li> <li>創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、<u>おおむね 5 年以上の期間ごと</u>に支給するものであること</li> </ol>  |
| 福利厚生施設の利用      | <p>保養所や別荘などの福利厚生施設の運営費などを使用者が負担し、役員や従業員に利用させる場合、<u>利用することで受ける利益が多額ではない</u>と認められ、かつ、<u>全員が利用できるもの</u>であれば、原則として給与課税なし。</p>   |

### 3. 給与所得とみなされた場合の影響

- ・支給を受けた個人の給与所得が増加し、所得税や住民税の負担が大きくなる。
- ・支給を受けた者が役員の場合、当該支給額は法人税法上、損金不算入となるケースも多く、所得税、法人税の負担が増える。
- ・給与所得とみなされた場合、消費税の負担が増えるケースもある。

労働者不足が問題となる中、労働条件の改善や福利厚生の充実を図るため様々な支出を検討する機会が出てくるのが考えられます。

ご不明な点や確認の必要がございましたら当事務所の各担当者へご相談ください。